

新潟市開発公社スポーツプロモーション課  
スポーツ指導者紹介運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ市場拡大に向けた施設・指導者・消費者のスポーツ活動をサポートする機会を提供するため、スポーツ指導者紹介（以下「マッチング」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(指導者登録の手順)

第2条 登録を希望するスポーツ指導者（以下「指導者」という。）は、公益財団法人新潟市開発公社スポーツプロモーション課（以下「公社」という。）に、スポーツ指導者登録書（以下「登録書」という。〔様式第1号〕）を提出する。

2 公社は、提出された登録書の記載事項に不備がないことを確認した場合、マッチング対象のスポーツ指導者として登録を行う。

3 登録の期間は、登録を承認された日から令和6年3月31日までとする。

(依頼者の要件)

第3条 指導者の紹介を希望する団体若しくは個人（以下「依頼者」とする。）は、次の全ての要件を満たしてなければならない。

- (1) 主催者及び責任者が明確であること。依頼者が未成年者の場合は、保護者（成人）の同意が必要。
- (2) 参加者数、対象者が適切であること。
- (3) 公社が管理する施設での活動であること。
- (4) 参加者が原則としてスポーツ傷害保険等に加入していること。
- (5) 政治活動、宗教活動または営利を目的としないこと。

(作業の手順)

第4条 マッチング作業は次の順序で行うものとする。

- (1) 依頼者は、公社ホームページ「指導者紹介依頼フォーム」により依頼内容を送信する、もしくは電話にて依頼する。
- (2) 公社は、依頼者からの要望内容に適合する指導者及び施設を照会する。
- (3) 公社は、当該指導者に依頼内容を伝え、連絡先を依頼者に提供することを確認する。
- (4) 指導者に指導の意思がある場合、公社は依頼者に第6条に掲げる依頼者の責務について説明したうえで、指導者の連絡先を伝える。
- (5) 公社は、依頼者と指導者の両者が合意した上で、スポーツ指導が開始できるよう必要に応じて活動場所等の指導助言をする。

(指導者の責務)

第5条 指導者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の意思に基づき、本市のスポーツ振興に貢献しようとする事。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会が発行する「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」の内容を十分に理解している事。
- (3) 依頼者と十分な打合せを行い、効果的な指導を心がけるとともに、傷害等の防止に留意する事。
- (4) マッチングを通じて知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 登録書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに公社に届け出ること。

(依頼者の責務)

第6条 依頼者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者に対し敬意をもって接すること。
- (2) 指導者と十分な打合せを行うこと。
- (3) 指導者の傷害保険に加入すること。
- (4) マッチングを通じて知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。

(経費の負担)

第7条 指導に必要な経費については、依頼者と指導者による協議の上決定し、依頼者が負担するものとする。

(スポーツ指導者登録の解除)

第8条 公社は、次のいずれかの場合、スポーツ指導者登録を解除することができる。

- (1) 登録書の内容と実際の内容が異なり、かつ公社に不利益が生じた場合。
  - (2) 第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合。
  - (3) 第5条に掲げる責務を守らなかった場合。
  - (4) 指導者から解除の意思表示があった場合。
- 2 解除あるいは解除に準ずる理由を起こした者については、理由が発覚した時から3年間、マッチングの対象から除外する。

(その他)

第9条 公社は、依頼者と指導者の間に起こった揉め事並びに指導中に発生した事故に対して、一切の責任を負わない。

(附則)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。